

「提案募集方式」の成果と今後

I 令和2年の成果

- 資料Ⅰ「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】
＜令和2年12月18日 閣議決定＞」

II 提案募集方式の成果と今後の方向性

- 資料Ⅱ「第40回地方分権改革有識者会議・第105回提案募集検討専門部会
合同会議取りまとめ『地方分権改革の今後の方向性について』」

III 令和3年の提案募集の実施について

- 資料Ⅲ「第44回地方分権改革有識者会議・第119回提案募集検討専門部会
合同会議より

資料5 『令和3年の提案募集における対応について』

資料6 『令和3年の提案募集の実施について』」

I 令和2年の成果

- 資料 I「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】
＜令和2年12月18日 閣議決定＞」

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜令和2年12月18日 閣議決定＞

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和3年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 本年の「骨太の方針」を踏まえ、各府省等が所管する行政手続のうち、地方公共団体が国又は他の地方公共団体に対して行うものについて、書面・押印・対面に係る見直しを速やかに実施

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施